

パラグアイ現地子会社設立

1. 新設子会社設立に必要書類。

- 1.1. 親会社の定款。
 - 1.2. 親会社の履歴全部謄本。
 - 1.3. 親会社の取締役会承認議事録の作成。
 - 1.4. 設立手続きの遂行に関して、親会社の代理人を立てる委任状の作成。
- ✓ 全必要書類に公証人役場、法務局での査証と日本国外務省にてアポステイユ (Appostillius) が必要とされる。
- ✓ 1. 4 の代理人はパラグアイの国籍所有者、または外国人の場合、パラグアイの移住権および身分証明書の所有者でなければならない。

2. 上記 1. 3 と 1. 4 に最低限明確に記す必要とされる項目・内容は。

- 2.1. 子会社の社名。
- 2.2. 子会社の形態 (株式又は有限)。
- 2.3. 子会社の総資本金。
- 2.4. 各親会社の出資比率と出資方法 (現金か現物出資)。
- 2.5. 子会社の事業目的。
- 2.6. 子会社の住所を設定。
- 2.7. 子会社の代表者、取締役人と監査役人 (株式会社の場合) の任命。
(パラグアイの国籍所有者、または外国人の場合、パラグアイの移住権および身分証明書の所有者でなければならない)。
- 2.8. 子会社の生存期間は最上限 99 年に限定。
- 2.9. 代理人の名前、身分証明書番号と住所。
(パラグアイの国籍所有者、または外国人の場合、パラグアイの移住権および身分証明書の所有者でなければならない)。

3. 会社形態により多少の違いはあるが、新たに子会社を設立するためには、主に下記の手続きがパラグアイで行う。

3. 1. 上記1)の書類の翻訳。日本語や英語等、スペイン語以外の言語で作成された書類に関して。

3. 1. 委任状の登記（上記1・4）及び有効証明書の取得。

3. 2. 出資親会社がパラグアイで破産申請、資産差し押さえ命令等実施されてない証明書の入手。

3. 3. 現地弁護士を通して、新設子会社の定款を作成。

3. 4. 現地公証人を通して、作成された定款を公正証書に写される。

3. 5. 次に、SUACEを通して以下の登記手続きを行う。

➤ 大蔵省法務局の承認取得。

➤ 公共登記局で定款の登記。

➤ 労働省、雇用者登録。

➤ 社会保険庁（IPS）、雇用者登録。

➤ アスンシオン市（アスンシオン市以外での設立はそれぞれの管轄市役所にての手続きが必要）、商業登録。

***SUACE：会社設立や精算手続きを支持する機関（商工省傘下）。**

*企業の場合、SUACEを利用せずに、設立手続きを独自で進めるケースが多い。

3. 6. SUACEより書類を引き取り、税務局にて代表取締役社長の署名と指紋登録の手続き。

3. 7. 新聞広告。

3. 8. 大蔵省法務局で登記。

3. 9. アスンシオン市外での商業登録。

4. 登記にかかるおおよその費用。

登記にかかる費用は、資本金をベースに変わってくる。

4. 1. 例えば、100,000ドル以下資本金の場合。

➤ 固定費：800ドル前後。

➤ 弁護士・公証人等の報酬：2,000 - 3,000ドル前後、プラス消費税が加算されます。

4. 2. 資本金が100,000ドル以上の場合。

➤ 固定費：800ドル前後。

- 弁護士・公証人等の報酬：資本金額に対する 1.75% — 3, 7 5 %、
プラス消費税が加算されます。

5. 設立手続き開始から事業開始までにかかるおおよその時間。

現地でのおおよその手続き期間は 2 ヶ月前後である。